

# 日本鑑定検量協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は日本鑑定検量協議会と称する。

(所 在 地)

第 2 条 本会は本部を東京に置き、必要な地に支部を置く。

(目 的)

第 3 条 本会は港湾運送事業法の趣旨に添い、鑑定・検量事業の進歩向上に努めるとともに秩序の確立並びに事業の正常な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 鑑定・検量事業に関する必要事項の調査研究。
2. 鑑定・検量事業に関する業務の相互連絡。
3. 鑑定・検量事業の利用者団体との連絡及び折衝。
4. 鑑定・検量事業に関する関係行政機関等への建議、陳情並びに諮詢に対する答申。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は港湾運送事業法の鑑定または検量事業許可を有する者とする。

(役 員)

- 第 6 条 本会の役員として会長1名、監事2名をおく。
2. 会長は会を代表し、会務を総理する。監事は会計の監査に当たる。
  3. 会長は総会において会員の互選により選出する。
  4. 監事は総会において会員の互選により選出する。
  5. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
  6. 会長は会務執行のため総会に図り代理者を指名することができる。

(顧 問)

- 第 7 条 本会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は全会員の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
  3. 顧問は本会の目的達成上重要な事項について会長の諮詢に応ずる。

(会 議)

- 第 8 条 本会の会議は総会及び運営委員会とする。

(総 会)

- 第 9 条 総会は定時総会及び臨時総会とする。
2. 定時総会は毎年1回、事業年度終了後3月以内に開催する。
  3. 臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の三分の二以上から請求のあったとき開催する。

(総会付議事項)

- 第 10 条 総会は本規約に定める事項のほか、次の事項を議決する。
1. 規約の変更
  2. 事業計画の決定及び事業報告の承認
  3. 予算及び決算
  4. その他の重要事項

(総会の招集、定足数及び議決)

- 第 11 条 総会は会長が招集し、その議長となる。
2. 総会の招集は、原則として開催の1週間前までに議題を付して通知しなければならない。
  3. 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし委任することができる。
  4. 総会の議事は出席会員の3分の2以上の同意をもって議決される。

(運営委員会)

- 第 12 条 運営委員会は運営委員をもって構成し、委員及びその定数は会長が定める。
2. 運営委員会に委員長、副委員長をおき、その選任は委員の互選によって定める。
  3. 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(運営委員会の付議事項)

- 第 13 条 運営委員会は次の各号の事項を議決する。
1. 会務の執行に関する事項。
  2. 総会に提出する議案事項。
  3. 総会の付託事項。
  4. 総会を開くいとまがない場合における緊急事項。ただし、議決事項は次の総会において承認を得なければならない。
  5. その他重要事項。

(運営委員会の招集、定足数及び議決)

- 第 14 条 運営委員会は会長又は委員長が招集する。  
この場合、議案を予め通知しなければならない。
2. 運営委員会は原則として全委員の出席を要す。

ただし委任することができる。

3. 運営委員会の議事は出席委員の3分の2以上の同意をもって議決される。

(専門委員会)

第 15 条 本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、運営委員会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の規程については別に定める。

(事務局)

第 16 条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規程は運営委員会の議決を得て会長が別に定める。

(議事録)

第 17 条 会議の都度議事録を作成する。

2. 議事録は事務局が作成し、次の事項を記載する。
  - イ) 会議の議題、日時及び場所
  - ロ) 出席者氏名
  - ハ) 議事の経過及びその結果

(会 費)

第 18 条 本会の会費は別に定める。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

1. 支部に関する事項は別に定める。

この規約は昭和 45 年 2 月 21 日より施行

昭和 49 年 7 月 18 日改訂

平成 5 年 6 月 8 日改訂

平成 18 年 6 月 8 日改訂